

## 意見

社団法人日本文藝家協会は平成9年6月5日に文化庁に著作権の保護期間延長のため法改正を求める要望書を提出しました。その後、11年を経過いたしました。映画の著作物の保護期間が平成15年の法改正により公表後70年に延長された以外は全く進展がありません。

平成19年6月1日のC I S A C総会では、戦後60年以上を経ても日本に課せられている著作権上のきわめて不当な扱いである戦時加算については、「1. C I S A Cは、加盟団体が会員に対し戦時加算の権利を行使しないよう働きかけることを要請する。2. 行使しないこととする時期については、日本の著作権保護期間が著作者の生存中及び死後70年までに延長される時期を基準に、当該加盟団体の判断に委ねる」ということが可決されました。

先進国のほとんどの国で保護期間が70年という状況のなか、日本だけが50年ということでは戦時加算という不当な扱いもそのまま続くということになります。現在の著作権保護期間をめぐる世界的な傾向との整合性の確立なくしては、コンテンツの国際的な流通も共同制作も成立しません。日本文藝家協会はあらためて著作権の保護期間70年を要望いたします。